

議案第16号

北本市特別会計条例の一部改正について

北本市特別会計条例の一部を次のように改正する。

平成21年2月23日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市特別会計条例の一部を改正する条例

北本市特別会計条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第1条第3号に規定する北本都市計画事業北本駅東口土地
区画整理事業特別会計の平成20年度分に係る収入及び支出並びに決
算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に発生した北本都市計画事業北本駅東口土地
区画整理事業特別会計の債権及び債務については、北本市一般会計が
承継するものとする。